

<p style="text-align: center;"><b>市長への手紙</b></p> <p style="text-align: center;">(今までの主なご意見と回答)</p>	受付日	令和 6年11月 7日
	回答日	令和 6年12月11日
件 名		
心身障害者医療助成費について		
内 容		
物価高騰もある中、以前から変わらない心身障害者医療費助成制度の所得制限の見直しをしてほしい。		
回 答		
<p>本市の心身障害者医療費助成制度の所得制限は、神奈川県の高齢障害者医療費助成制度に準じ、国の特別障害者手当に規定する所得制限額を超える場合としており、この基準額に変更が生じた際には、本市制度の所得制限額も、同様に変更が行われることとなっております。</p> <p>制度の見直しを含め、負担の公平性を確保することにつきまして、今後も十分に留意して運用してまいります。</p>		
事務担当課	障がい福祉課（046-260-5665）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。